

るからとかなんとかいう経済効果で、この問題に手心を加えるということの絶対ないよう、今大臣の言われたよ

うに、あくまでも必要やむを得ざる場合のみきわめて厳格に決定していく。こういうことで、経済効果とい

いと思いますが、いかがですか。

○池田國務大臣 経済効果ならば、何も関東、中部、関西にのみ限るわけのものではございません。私が先ほど申し上げましたように、石炭の毎年の自然増加を確保しながら、片方の重油の制限を行なうためにやむを得ざる措置としてやるのでございます。お話をよ

うに、十分厳格に考えまして、特例として数力所くらいを予定しておるだけあります。今からどこというわけにいきません。やはりそのときの情勢を見なければならぬ。経済効果をねらうならばすぐできるわけでございます。

そういう意味でありますから、その点は十分注意してやつていただきたいと思います。

○武藤委員 終わります。

○中村委員長 他に質疑はございませんか。——他に質疑はないようありますので、本案に対する質疑は終局したものと認めるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。

○中村委員長 引き続き、本案につい

て討論に入るわけであります、討論の通告がありませんので、本案を採決

いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、重

時措置に関する法律の一部を改正する

法律案を採決いたします。本案に賛成

した。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立総員。よって本案は原案通り可決すべきものと決しました。

○八木(昇)委員 この際、本案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党共同提案の附帯決議を付すべしとの動議が提出され

ております。

八木昇君より趣旨の説明を聽取する

ことにいたします。八木昇君。

○八木(昇)委員 私は、ただいま可決して提案者を代表いたしまして附帯決議の案を提案いたしましたと同時に、その趣旨の簡単な説明を申し上げたいと

思います。

まず、附帯決議の案文を朗読いたし

ます。

重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部

を改正する法律案に対する附帯決

議(案)

政府は、本法の施行にあたつて

は、その改正な運用を期することも

べきである。

一、石炭新需要の拡大について、

積極的施策を講ずること。

以上でございます。この附帯決議案の

一、二、三項目のそれぞれにつきまし

て、非常に明瞭でございまするの

点十分配慮すること。

炭需要の減少を来たさないよ

う、適切な対策を講ずることと

し、特に電気事業について此の

以上でございます。この附帯決議案の

ごとに明瞭でございまするの

で、今さら詳しく説明を要しないので

ございますが、第一項について申し上

げますると、何といましても日本に

おきましてはエネルギー源が乏しいの

であります。石炭エネルギーといふ

ものはどうしても日本にとってはきわ

めて重大な資源であります。特に、石

油資源といふものを全然持たないわが

国におきましては、石炭といふものの

占める比重、といふものは高いわけでございませんから、どうしても今後積極的

な石炭新需要の拡大について、政府とし

ては努力をしていただきたい。ここで

私ども欲を申し上げますと、今度の

国会に提案をせられておりまする石炭

合理化法の一部改正案のことときは、非

常に不十分ではないか。今後これらに

つきまして積極的な努力を願いたい。

それから、第二項の点についてであ

りますが、本来からいいますと、今

度の法律の延長によりまして、重油ボ

イラの設置制限法は昭和三十八年の

十一月まで続くわけであります。そ

の法律の有効期間中に、一部の火力發

電所におきましては、重油専焼ボイラ

が実際どんどんたかれています。

通産当局において行政指導をされます

ことは特に希望いたしまして、賛成の

大臣の御答弁でございましたが、し

かしそういう姿があるということは、

非常におかしなことではないか。そ

うことを考えますならば、もうほ

んとうに万やむを得ない最小限度にと

う措置すること。

三、本法律の失効後も、急激な石

炭需要の減少を来たさないよ

う、適切な対策を講ずることと

し、特に電気事業について此の

以上でございます。この附帯決議案の

一、二、三項目のそれぞれにつきまし

て、非常に明瞭でございまするの

で、今さら詳しく説明を要しないので

ございますが、第一項について申し上

げますると、何といましても日本に

おきましてはエネルギー源が乏しいの

であります。石炭エネルギーといふ

ものはどうしても日本にとってはきわ

めて重大な資源であります。特に、石

油資源といふものを全然持たないわが

国におきましては、石炭といふものの

占める比重、といふものは高いわけでございませんから、どうしても今後積極的

な石炭新需要の拡大について、政府とし

ては努力をしていただきたい。ここで

私ども欲を申し上げますと、今度の

国会に提案をせられておりまする石炭

合理化法の一部改正案のことときは、非常に不十分ではないか。今後これらに

つきまして積極的な努力を願いたい。

それから、第二項の点についてであ

りますが、本来からいいますと、今

度の法律の延長によりまして、重油ボ

イラの設置制限法は昭和三十八年の

十一月まで続くわけであります。そ

の法律の有効期間中に、一部の火力發

電所におきましては、重油専焼ボイラ

が実際どんどんたかれています。

通産当局において行政指導をされます

ことは特に希望いたしまして、賛成の

大臣の御答弁でございましたが、し

かしそういう姿があるということは、

非常におかしなことではないか。そ

うことを考えますならば、もうほ

んとうに万やむを得ない最小限度にと

う措置すること。

三、本法律の失効後も、急激な石

炭需要の減少を来たさないよ

う、適切な対策を講ずることと

し、特に電気事業について此の

以上でございます。この附帯決議案の

一、二、三項目のそれぞれにつきまし

て、非常に明瞭でございまするの

で、今さら詳しく説明を要しないので

ございますが、第一項について申し上

げますると、何といましても日本に

おきましてはエネルギー源が乏しいの

であります。石炭エネルギーといふ

ものはどうしても日本にとってはきわ

めて重大な資源であります。特に、石

油資源といふものを全然持たないわが

国におきましては、石炭といふものの

占める比重、といふものは高いわけでございませんから、どうしても今後積極的

な石炭新需要の拡大について、政府とし

ては努力をしていただきたい。ここで

私ども欲を申し上げますと、今度の

国会に提案をせられておりまする石炭

合理化法の一部改正案のことときは、非常に不十分ではないか。今後これらに

つきまして積極的な努力を願いたい。

それから、第二項の点についてであ

りますが、本来からいいますと、今

度の法律の延長によりまして、重油ボ

イラの設置制限法は昭和三十八年の

十一月まで続くわけであります。そ

の法律の有効期間中に、一部の火力發

電所におきましては、重油専焼ボイラ

が実際どんどんたかれています。

通産当局において行政指導をされます

ことは特に希望いたしまして、賛成の

大臣の御答弁でございましたが、し

かしそういう姿があるということは、

非常におかしなことではないか。そ

うことを考えますならば、もうほ

んとうに万やむを得ない最小限度にと

う措置すること。

三、本法律の失効後も、急激な石

炭需要の減少を来たさないよ

う、適切な対策を講ずることと

し、特に電気事業について此の

以上でございます。この附帯決議案の

一、二、三項目のそれぞれにつきまし

て、非常に明瞭でございまするの

で、今さら詳しく説明を要しないので

ございますが、第一項について申し上

げますると、何といましても日本に

おきましてはエネルギー源が乏しいの

であります。石炭エネルギーといふ

ものはどうしても日本にとってはきわ

めて重大な資源であります。特に、石

油資源といふものを全然持たないわが

国におきましては、石炭といふものの

占める比重、といふものは高いわけでございませんから、どうしても今後積極的

な石炭新需要の拡大について、政府とし

ては努力をしていただきたい。ここで

私ども欲を申し上げますと、今度の

国会に提案をせられておりまする石炭

合理化法の一部改正案のことときは、非常に不十分ではないか。今後これらに

つきまして積極的な努力を願いたい。

それから、第二項の点についてであ

りますが、本来からいいますと、今

度の法律の延長によりまして、重油ボ

イラの設置制限法は昭和三十八年の

十一月まで続くわけであります。そ

の法律の有効期間中に、一部の火力發

電所におきましては、重油専焼ボイラ

が実際どんどんたかれています。

通産当局において行政指導をされます

ことは特に希望いたしまして、賛成の

大臣の御答弁でございましたが、し

かしそういう姿があるということは、

非常におかしなことではないか。そ

うことを考えますならば、もうほ

んとうに万やむを得ない最小限度にと

う措置すること。

三、本法律の失効後も、急激な石

炭需要の減少を来たさないよ

う、適切な対策を講ずることと

し、特に電気事業について此の

以上でございます。この附帯決議案の

一、二、三項目のそれぞれにつきまし

て、非常に明瞭でございまするの

で、今さら詳しく説明を要しないので

ございますが、第一項について申し上

げますると、何といましても日本に

おきましてはエネルギー源が乏しいの

であります。石炭エネルギーといふ

ものはどうしても日本にとってはきわ

めて重大な資源であります。特に、石

油資源といふものを全然持たないわが

国におきましては、石炭といふものの

占める比重、といふものは高いわけでございませんから、どうしても今後積極的

な石炭新需要の拡大について、政府とし

ては努力をしていただきたい。ここで

私ども欲を申し上げますと、今度の

国会に提案をせられておりまする石炭

合理化法の一部改正案のことときは、非常に不十分ではないか。今後これらに

つきまして積極的な努力を願いたい。

それから、第二項の点についてであ

りますが、本来からいいますと、今

度の法律の延長によりまして、重油ボ

イラの設置制限法は昭和三十八年の

十一月まで続くわけであります。そ

の法律の有効期間中に、一部の火力發

電所におきましては、重油専焼ボイラ

が実際どんどんたかれています。

通産当局において行政指導をされます

ことは特に希望いたしまして、賛成の

大臣の御答弁でございましたが、し

かしそういう姿があるということは、

非常におかしなことではないか。そ

善でありますとか、産業の基盤の強化等について説明をされておるのであります。それにつきまして、まず、中小企業の振興々々といふけれども、現実においては、中小企業はその経営の不安に悩んでおるということを、通産大臣は今まで言つておられると私は思いますが、それでは一体経営の不安に悩んでおる中小企業に対して、通産大臣としては、言われるようく、その体质の改善と産業基盤の強化という二つの問題について、具体的にどういふうな対策を講じていこうとされておるのであるか、この点についてまずお聞きしたいと思います。

信用保険公庫を作りまして金融に対しまして組織により強化していくということも必要でございます。従いまして、中小企業団体組織法とかいろいろな法律を設けてやつておるのであります。また、最近の近代化の問題につきましては近代化助成法をやり、あの手この手で上からの手は伸ばしておる。しかし、下から盛り上がる力をまたつけなければいけないというので、この商工会法あるいは中小企業の業種別の臨時措置法、こういうものを設けまして、あらゆる方面からこの弱体なものを見直していくこう、こう考えておる次第であります。

るのでありますから、こういうことになつて参りますと、代理貸しといふものは、そいつた市中の銀行が自分の営業ベースの上に立つて貸し付けておるというのが実情ではないか、こういうふうに私は考えます。そこで、どうしても直接貸しを多くしなくちゃならんといふことが、当然の帰結になつて参りますし、また、貸し出しが多くなければ中小企業が実際に金融の道をととのえるということは不可能であると考えるのであります。ところが、今日国民金融公庫は全国でわずか九十そこそこの支店しかございませんし、中小企業金融公庫においては十の支店もないといふような現状であります。これについて、もつとその支所をふやして直接貸しを多くすることが現状最も必要ではないかといふふうに考えるのであります。この点についてどういうふうにお考えになるでありますよ

○北條委員 支所をふやさぬといふ意味ではないということでござりますが、先ほど私が申しましたように、支所がどんどんふえてくれなければ実際に困るんだ。代理貸しの実情については、通産大臣十分御承知であるうと思はうのであります。先般も当委員会において内田政務次官が、この二つの公庫については、わが政府としては自慢の政策であるといふふうに、大いに気炎を上げておられたのであります。それは確かに自慢の政策ではあらうかと思うのですが、代理貸しといふことが一番問題だと思います。そこで今支所をふやすということについて、もつと積極的な態度を確立していただけないか、そういうことについて重ねて私は質問したいのであります。

○池田国務大臣 これはやはり人員その他の関係から、私はそれはふやさぬというのじゃございませんが、どう各府県にというわけにも今のところいかないんじゃないかと考えております。なお中小企業金融公庫は三十五年度におきましては静岡に支店を設ける、それから京都と神戸に派出張所を二ヵ所設けることになります。徐々にふやしては参りますが、直接貸しを主とするために支店をどんどん設けるといふところまでは、まだいってないと思ひます。

関の助成をするとかいうことを言つておられます。が、その内容について伺いたいと存ずるのであります。どういろいろなことを考えておられるか、その点についてお聞きしたいと思うのであります。

○小山(雄)政府委員 中小企業の技術向上のために、いろいろな手立てがあるわけであります。が、その中で公立の試験研究機関の設備をよくしまして、これを中心として中小企業の技術指導をするという方策を中心としてやつておるわけであります。公立の指導研究機関は昔からあつたのでござりますが、昔できました當時は非常に意義を持つておつたわけですが、中だるみと申しますが、一時はあまり相手にされないというようなことで、その機械設備その他は相当古ぼけておつたといふ時代があつたわけであります。ところが最近技術向上の意欲とうものが中小企業にも相当盛り上がりをきまして、最近ではこの要望といいますか、公立試験研究機関の機械設備を近代化して、これを中心として技術指導をして参たいという要望が非常に多いわけであります。一昨年から始めまして、一昨年は一カ所、昨年度は十六カ所、三十五年度は予算的には半額補助いたしまして一億二千五百円、個所としては二十七カ所の公立試験研究機関の機械設備の近代化ということをやりまして、これを中心としまして中小企業の技術向上を指導して参りたいというわけであります。

で一部お伺いしたのであります。商工会議所にやらせるのだと、いろいろなことがあります。今度は商工会議所の区域においては、小規模事業者の振興対策を商工会議所にやらせるのだと、いろいろなことがあります。商工会議所がそういうことができるかで、いかないかといふ、そういう考え方の問題で、私は思ひます。商工会議所については、すでに私からここで言ふまでもなく、経済の歴史をひもとけば、今日商工会議所はどういう経路をたどってきたかといふことがわかるわけであります。従つてそういう点からいたしまして今日の商工会議所といふものは、ほんとうに中小企業あるいは小規模事業者に対して対策を立てるだけの能力がないといふふうに私は考えるのであります。たとえば一体、日本における一番大きな東京商工会議所においては、一体それがどれだけの仕事を昨年したか、あるいは今年したかといふようなことをつぶさに検討してみますと、私はほんどのものの数ではないのではないかといふふうに考えるのであります。一体今まで政府として各地にあります商工会議所、そういった小規模事業者の振興をはかるためにいろいろと補助金なり、あるいはそれに対する協力をされてきたということをございますが、そういった補助金なり協力は、どういうふうな具体的なことをされておるか、この点についてこの際お聞きしたいのであります。

その相談部が主として中小企業者に対しておるのでございます。商工会議所におきましての全国の相談所は四百數十カ所持っております。そうして先ほど申しました指導、あっせんとか、あるいはその内容を申しますと、社会保険に関する事務とか、あるいは中小企業の従業員の退職制度の実施によりまして、その退職制度の世話とか、あるいは金融のあっせん、あるいは信用保険のあっせん、講習会を開くとか、いろいろやつておるのであります。私は今回商工会法を制定願いまして、町村におきますするいわゆる零細企業の指導、あっせん、都市におきましてもこの相談所あるいは今度は大都市では区に支所を設けて、こういうものを使つて従来にも増して積極的に指導、あっせんをやっていきたい、こう考えております。

○松尾（金）政府委員 東京商工会議所におきましては現在中小企業相談の関係に、約十九名の者が従事しております。そのうち国の補助金を受けておりますのは、約二名分に当たります二十四万円の補助金を従来受けておるのでございます。

○北條委員 二十四万円の補助金を与えて、東商は何人かの人を動員されて、都内の三十万の事業者の振興をはかつていくというのは、あまりにも貧弱だという一言に尽きると思ひます。そういうふうな過去の実績しかないと考えるのであります。従つて、そういうふうな実績しかない東商が都内の中小企業者の振興をはかるということは、とうてい不可能なことだというふうに考えますが、大臣はこれは可能だといふうに考えておられるかと思うのですが、どうですか。

○池田国務大臣 都内の中小企業者に對しましては、商工会議所が今十九名の職員をもつてやつております。また東京都としても相当の施策を講じております。私はこういう実績から考えまして、今回商工会法を制定して、積極的に商工会議所を指導していく必要がある、こう考えております。

○北條委員 それでは少し先走った話になるかもしませんが、今度の商工会を作るにあたって、三億九千二百万円ですか、補助金を出されるわけでありますか、そういたしますと、今東京のことを問題にいたしましたが、一体

三億九千二百万円のうち、どれだけのが東京あるいは六大都市に持つていいのか、この点について、的確なことは言いくらいでしようが、どういふふうなお考えか、お伺いしたいのであります。

○小山(雄)政府委員 今回の商工会議所及び商工会議所における中小企業指導のための普及員を配置いたします。基準は、予算的には中小企業者七百人に一人といふ勘定になつております。ただ、これは先般も大臣からお答えがありましたように、大体業者の密集度その他の関係からいまして、都市の方は割に少なく、郡部の方に割が多く、ということで、大体三百人ないし五百人の間のところを普及員一人といふ基準で配置いたしたいと考えております。三百人ないし五百人に一人にいたしまして、事業者が通増するに伴いまして、通増分何人に対して一人というよろづな計算をいたして参りたいと考えております。その基準でいきますと、東京あたりは総体的には少なくなりますが、われわれの今試算いたしておりますところでは、東京で約九十数名程度といふ勘定になります。現在は十九名程度で、相談所でかまえておりまして、受けて立つといふかまえであります。今後はその九十名を各支部に配置いたしまして、中小企業者のそばに、積極的に相談に乗つて指導していくという体制をとつていただきたいと思つております。

う。これらの市には多く商工会議所はございますが、商工会議所が実際にやつておる仕事と——東京の場合は東京都であり、各地方は市になりますが、そこにあります商工部なりあるいは商工課というものの方が、予算的にも人員的にもはるかに大きな規模を持つておつて、商工会議所よりもそいつた市の方がはるかに積極性を持つておると思つておる。その指導育成という点においても、自分の市の繁栄という点からもありますし、私は非常に熱意があると思う。その方が実際に商工対策を進めていく上において、実力があるんじゃないかといふうに考へるのであります。東京都の中においても、東京商工会議所よりも東京都の商工部といいますが、あるいはそこにおります商工指導所といいますか、あるいは商工相談所といふか、そういった一連の組織がありますが、現状においてはそいつた地方自治体の方が、商工対策をはるかに積極的に進めておるが、現実ではないかといふうに考へるのであります。従つて、商工会議所はやつておるんだ、やつておるんだと言ふけれども、実際には、今言いましたようにきわめて貧弱であつて、ほとんどやつてはいない。それを今度商工会法を作つて商工会議所にやらすんだといつても、私は急にそういうものではないと考えております。それならばむしろ、東京都の場合には都にやらせる、あるいは地方の場合には府県にやらせるとか、あるいは市役所にやらせるということの方が、はるかに効果が上がる感じやないか。従つて補助金を出すならば、その方に出した方がいいという

ましたから、そういう点から言えれば私はまるで逆じゃないかと思うのです。商工会の現在の役員の方はるかに、小さな自分の分野で仕事をしておられます。役員としては、私は商工会議所の役員よりも、はるかに大きくなれた親切な仕事をすると思うのです。でありますから、商工会議所には会員外から役員になつてはならないという法律をきめといて、商工会の方には、そういうことをきめるということは、私は非常に危険だと思います。そういうことをやつてはいかぬ。ことに法律には、「これを特定の政党のために利用してはならない。」と書いてある。そなれば、今池田通産大臣が言われるようになるとならば、あえてああいうことは言う必要は毛頭ないと思うのです。矛盾じゃないかと私は思うのです。すなわち政党的利用に供してはならないという考え方、そして三分の二は会員でなくちゃならない。あとは会員外から役員を持つてきてもよろしいというような規定をされておることは、私は非常に矛盾だと思いますが、どうですか。

○池田國務大臣 これは地方の零細企業をもつてやる場合におきまして、たとえば東京の商工会議所の会頭は非常に仕事を持つておる。しかしだたくさん仕事を持つていても、その仕事にはみな他のかわる人がありまして、何も常にその会社へ勤めていなければならぬというような状況じゃないといふのは御存じの通りです。しかししながらでは経営者自体が仕事をして、専念しておるといふような場合を私は想像いたしまして、今のようないい会議所では会員でなければならない、こう言つ

ておりますときに、一人専務理事は会員外でもいい。これは、地方の方では非常に零細企業に従事しておられる方が多いから、一人といふことにきめなくて、とにかく三分の二以上は会員でなければいけないが、こう言っておるのであります。だから一人置こうがあるいは一人置かなくても差しつかえないわけであります。この原則でござりますのと日本商工会議所の内容になつていています。だから一人置こうがあるいは一人置かなくても差しつかえないわけではありません。この原則でござりますのと日本商工会議所の内容になつていています。私は今の政党に利用されではないと思います。

○北條委員 先日私の御質問いたしました点ですね。今の商工会法でありますと、会員外から、一つの商工会に、たとえばAならAというものが役員にならぬこととなる。そうするとそれは次の商工会あるいは次回の商工会、三つでも四つでも、十でも商工会の役員を兼ねることがであります。今出されておる法律案ではできるということになるのです。

○池田國務大臣 総会の決議があればいいことになります。

○北條委員 一々ごつともな話です。総会の決議があれればいいのですが、実際は、日本の現状は、現われわれ置かれておる日本の政治情勢といふものは、私は、総会の決議といふことは、非常に躊躇することはできないと思うのです。従つて邪推するわけではありませんが、どうもこの商工会法といふものは、政府が自分たちの政策基盤を作るために、実際は事業基盤の強化でなしに、今のが政治の行なうべき事業者のための事業の助成に関する規定を入れることになりませんけれども、その仕組みを作れる法律上の根拠も置いてありませんので、従つて単なる商工会法ではなく、商工会の組織等に関する法律、

○内田(常)政府委員 商工会につきましては、初めは、お話をありましたように、商工会法ということで單純にいくつと思ましたが、御承知のように大蔵省などと打ち合わせの結果、この商工会法の中に、商工会及び商工会議所の行なう小規模事業者のための事業の助成に関する規定を入れることになりましたので、従つて、本法におきましては、連合会を法律に基づいて作るということにはならないわけであります。しかしながらあります事実上の連合会は、これは解散しなければならないという規定がございませんので、おそらく現在の連合会は連合会として、この法律に基づく商工会の設立などにつきましては、いろいろ世話をなどもいたすであります。そういうふうに私ども見ておりまますので、この点をもう少し考え方を要がある。これはまた後の修正云々の

ときには話を持ち出すつもりであります。でもいい。これは、地方の方では非常に零細企業に従事しておられる方が多いのは、商工会議所の方は商工会議所の法律といふ单纯な表現になつていています。しかしてその内容は、商工会議所と日本商工会議所の内容になつていています。だから一人置こうがあるいは一人置かなくても差しつかえないわけではありません。この原則でござりますのと日本商工会議所の内容になつていています。私は今の政党に利用されではないと思います。

○内田(常)政府委員 商工会につきましては、それらの末端における商町村に全部一べんに作るわけではありませんが、それは二年計画になつておられますので、それらの末端における商工の充実状況と、また地方の商工会議所の今後の状況によって考慮しますが、そういうことにいたしております。念頭には置いておきます。

○北條委員 そうすると、現在の法律案では、そういう連合会といふものは否定しているということになります。か、どうですか。

○内田(常)政府委員 否定はしておりますが、それは二年計画になつておられますので、それらの末端における商工の充実状況と、また地方の商工会議所の今後の状況によって考慮しますが、そういうことにいたしております。念頭には置いておきます。

○北條委員 それでは、商工会連合会といふことは、この法律では差しつかえないと、いう名前はいいという解釈で進んでおります。

○小山(雄)政府委員 その通りでございます。

○北條委員 大臣お急ぎのようありますから、私はまた次の機会に質問をすることにして、きょうは、これでやめておきたいと思います。

○中村委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は、來たる十八日午前十時より理事会、十時十五分より委員会を開会することとし、これにて散会いたしました。

○小山(雄)政府委員 その通りでございます。

○北條委員 それは、今私の話が少しはづけたのですから質問の要点がはずれたのですますが、この地域的な、あるいは都道府県的な、あるいは全国的な連合会組織というものを考えます。

午後零時四分散会

〔参考〕
重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八一號)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕